

令和7年設楽町告示第9号

設楽町地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

設楽町長 土屋 浩

令和7年設楽町告示第9号

設楽町地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

設楽町地域おこし協力隊設置要綱(令和3年設楽町告示第26号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

設楽町地域おこし協力隊設置要綱（令和3年設楽町告示第26号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(任用型地域おこし協力隊員の勤務条件等)</p> <p>第6条 第2条第1号に定める隊員の報酬及び費用弁償は、<u>設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例</u>（令和元年設楽町条例第18号）に定めるところにより支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(任用型地域おこし協力隊員の勤務条件等)</p> <p>第6条 第2条第1号に定める隊員の報酬及び費用弁償は、<u>設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</u>（令和元年設楽町条例第18号）に定めるところにより支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> |